

○外務省告示第四号

ベトナム社会主義共和国政府は、平成三十年三月八日にサンティアゴで作成された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」の効力を発生させるため、国内法上の手続を完了した旨を平成三十年十一月十五日に寄託者として指定されるニュージーランドに通報した。よって、同協定は、その第三条2の規定に従い、平成三十一年一月十四日にベトナム社会主義共和国について効力を生ずる。

平成三十一年一月十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

○外務省告示第五号

平成三十年三月八日にサンティアゴで、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十四・十一条（情報の電子的手段による国境を越える移転）及び第十四・十三条（コンピュータ関連設備の設置）の規定に基づく義務の違反に関する同協定第二十八章（紛争解決）の規定の適用に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。
この交換公文は、平成三十一年一月十四日に効力を生ずる。

平成三十一年一月十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

（訳文）
（ベトナム側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「協定」という。）の日本の署名に関連して、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）政府及び日本国政府が電子商取引について次の了解を共有することを確認する光栄を有します。

- 1 両国は、協定との整合性を確保するため、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティ法に関する関連法令の実施のための協力を継続する。
- 2 日本国は、協定第十四・十八条（紛争解決）2の規定にかかわらず、協定がベトナムについて効力を生ずる日の後五年間、協定第十四・十一条（情報の電子的手段による国境を越える移転）及び第十四・十三条（コンピュータ関連設備の設置）の規定に基づく義務の違反として、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティに関する関連法令に基づいて採用し、又は維持する措置について協定第二十八章（紛争解決）の規定を利用することを差し控える。

本大臣は、更に、この了解を共有することをベトナム政府に代わって確認するとともに、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がベトナム及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二十八年三月八日

ベトナム社会主義共和国
商工大臣 チャン・トゥアン・アイン

（訳文）
（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（ベトナム側書簡）

本大臣は、更に、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が日本国及びベトナム社会主義共和国についての環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二十八年三月八日にサンティアゴで

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

ベトナム社会主義共和国
商工大臣 チャン・トゥアン・アイン閣下

○外務省告示第六号

平成三十年三月八日にサンティアゴで、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十九章（労働）に定める義務の違反に関する同協定第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））の規定の適用に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。
この交換公文は、平成三十一年一月十四日に効力を生ずる。

平成三十一年一月十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

（訳文）
（ベトナム側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「協定」という。）の日本の署名に関連して、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）政府及び日本国政府が、協定第十九章（労働）と協定第二十八章（紛争解決）との関係について次のとおり共通の了解を有することを確認する光栄を有します。

- 1 ベトナムは、協定が自国について効力を生ずる日から、協定第十九章（労働）に定める義務を完全に履行する。
- 2 日本国は、協定第十九章（労働）に定める義務に適合しない措置について協定第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を利用する場合には、協定がベトナムについて効力を生ずる日の後三年間、協定第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））に規定する利益の停止を試みることを差し控える。
- 3 日本国は、協定第十九・三条（労働者の権利）1(a)に定める義務に適合しない措置について協定第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を利用する場合には、協定がベトナムについて効力を生ずる日の後五年間、協定第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））に規定する利益の停止を試みることを差し控える。
- 4 3の規定から生ずる問題は、協定第十九・十二条（労働評議会）2の規定に従って、協定がベトナムについて効力を生ずる日の後五年を経過する日から協定がベトナムについて効力を生ずる日の後七年を経過する日までの間に、同条の規定に従って検討される。第一文の規定は、協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

本大臣は、更に、この書簡及び貴国政府がこの了解を共有することを確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がベトナム及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二十八年三月八日

ベトナム社会主義共和国
商工大臣 チャン・トゥアン・アイン

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充閣下
（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（ベトナム側書簡）

本大臣は、更に、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が日本国及びベトナム社会主義共和国についての環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二十八年三月八日にサンティアゴで

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

ベトナム社会主義共和国
商工大臣 チャン・トゥアン・アイン閣下